

手話の普及等に関する 施 策 の 年 次 報 告 書



令和 6 年 9 月
鹿 児 島 県

はじめに

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語です。

「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例（通称：かごしま県民手話言語条例）」は、言語としての手話の認識の普及及びろう者の手話の習得の機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者である県民とろう者以外の県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、県議会の発議により、令和2年3月に制定されました。

条例の基本理念において、手話の普及等は、手話が、独自の体系を有する言語であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとともに、ろう者が情報を取得し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図る手段として必要な言語であるという認識の下に推進されなければならないとされており、県は、その基本理念にのっとり、手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとしております。

今回、条例第7条第4項に基づき、令和5年度の手話の普及等に関する施策の実施状況について取りまとめましたので報告します。

「かごしま県民手話言語条例（抄）」

第7条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2・3 (略)

4 知事は、毎年度、第1項に規定する施策の前年度の実施状況について、県議会に報告し、これを公表するものとする。

目 次

I	かごしま県民手話言語条例の概要	4
II	県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況	5
III	令和5年度 手話の普及等に関する施策の実施状況	6
1	施策の策定及び推進（第7条関係）	6
2	手話を習得するための支援体制の整備（第8条関係）	6
3	手話を学ぶ機会の確保等（第9条関係）	7
4	手話を用いた情報発信等（第10条関係）	9
5	手話通訳を行う人材の育成等（第11条関係）	10
6	学校における取組の推進（第12条関係）	13
7	観光旅行者等への対応（第13条関係）	13
8	事業者への支援（第14条関係）	14
9	手話施策推進協議会（第17条関係）	14

I かごしま県民手話言語条例の概要

条例名：言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に関するかごしま県民条例

区分	項目	規定する内容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 条例制定の背景と必要性等
第1章 総則	第1条 目的	<ul style="list-style-type: none"> 手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する施策を推進 ろう者とろう者以外の者が共生する地域社会の実現 ※ろう者：「聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者」
	第2条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 手話は独自の言語体系を有する文化的所産 手話はろう者に必要な言語
	第3条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 手話の普及等に関する施策を総合的かつ計画的に推進 手話の普及等に関する施策の推進に当たり、ろう者にとっての社会的障壁除去について必要かつ合理的な配慮
	第4条 市町村等との連携及び協力等	<ul style="list-style-type: none"> 手話の普及等に関する施策の推進に当たり、市町村その他の関係機関及び関係団体、県民等と連携、協力
	第5条 県民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 県民等、ろう者、手話通訳を行う者、事業者の役割 ※県民等は、手話に対する理解を深め、県及び市町村が行う手話の普及等に関する施策に協力するよう努める。
	第6条 手話の普及等に関する施策を推進する上での配慮	<ul style="list-style-type: none"> 施策の推進に当たっては、離島等の条件不利地に十分配慮
第2章 手話の普及等	第7条 施策の策定及び推進	<ul style="list-style-type: none"> 県は障害者計画において、手話の普及等に関する施策を策定し、総合的・計画的に推進 県が上記施策を策定する際、県障害者施策推進協議会に意見を聴いた場合、同協議会は17条の手話施策推進協議会の意見を聴取 施策の実施状況について議会に報告及び公表
	第8条 手話を習得するための支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ろう者が乳幼児期から家族等とともに手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供及び相談、手話に接する機会の確保、手話を習得するために必要な支援を行う体制の整備・拡充
	第9条 手話を学ぶ機会の確保等	<ul style="list-style-type: none"> 県民が手話を学ぶ機会を確保 県は施策推進のため、職員が手話を学ぶ機会を確保
	第10条 手話を用いた情報発信等	<ul style="list-style-type: none"> 手話を用いた情報の発信 災害等の非常時に、ろう者が手話で必要な情報を取得できるよう、市町村に対して情報の提供、技術的な助言等支援
	第11条 手話通訳を行う人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳を行う者及びその指導者の養成等 市町村と連携して、ろう者が意思疎通支援を適切に受けられる体制を整備等
	第12条 学校における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の手話に関する知識及び技能の向上 ろう児等及び保護者等に対する手話に関する学習の機会の提供及び教育相談等
	第13条 観光旅行者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるよう手話の普及等
	第14条 事業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は手話の使用に関して必要かつ合理的な配慮を行う事業者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援
	第15条 手話に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力
	第16条 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 必要な財政上の措置を講ずる。
第3章 手話施策推進協議会	第17条 手話施策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 手話施策推進協議会を設置 障害者施策推進協議会に意見を述べる。 条例に関する重要事項について、知事に意見を述べる。
附 則	施行日等	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月27日施行 第7条第4項の規定は、令和3年4月1日施行

II 県内の聴覚障害者・手話通訳士等の状況

1 身体障害者手帳所持者（令和6年3月31日現在） 単位：人・%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
手帳所持者	26,692	14,395	14,472	21,131	5,068	6,633	88,391
うち 聴覚障害	300 (3.1)	1,929 (20.0)	1,176 (12.2)	2,564 (26.6)	41 (0.4)	3,637 (37.7)	9,647 (100)

(参考1) 身体障害者手帳所持者の推移（各年度3月31日現在）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手帳所持者	93,542人	93,454人	92,717人	91,083人	89,348人	88,391人
うち聴覚障害	9,975人	9,986人	9,960人	9,840人	9,715人	9,647人

(参考2) 身体障害者手帳における聴覚障害の程度（身体障害者福祉法施行規則別表）

級別	基 準
2級	・両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上（両耳全ろう）
3級	・両耳の聴力レベルが90デシベル以上（耳介に接しなければ大声語を理解し得ない）
4級	・両耳の聴力レベルが80デシベル以上（耳介に接しなければ話声語を理解し得ない） ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下
6級	・両耳の聴力レベルが70デシベル以上（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ない） ・一側耳の聴力レベルが90デジベル以上、他測耳の聴力レベルが50デジベル以上

※ 聴覚障害は、1級と5級の区分がない（2つ以上の重複する障害がある場合は、障害の程度を勘案して当該等級より上の級にできる）。

2 手話通訳士・手話通訳者（各年4月1日現在）

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	内 容
手話通訳士	27名	26名	30名	32名	国認定の試験機関が実施する手話通訳技能試験（受験資格は20歳以上の者）に合格し、登録された者（裁判、記者会見等の専門的な通訳が可能）
手話通訳者	71名	65名	68名	67名	市町村等が実施する手話奉仕員養成講座（期間約2年間）を修了した後、都道府県等が実施する手話通訳者養成講座（期間約3年間）を受講して、全国統一試験に合格し、登録された者（手話通訳活動が可能）

※ 視聴覚障害者情報センター手話通訳派遣名簿登録者

III 令和5年度 手話の普及等に関する施策の実施状況

1 施策の策定及び推進（第7条関係）

(1) 鹿児島県障害者計画(令和5年3月策定、計画期間：令和5年度～令和9年度)

ア 基本的な方針

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

イ 施策の基本的方向

- ・ 手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣等により、障害のある人の情報の収集やコミュニケーション支援に努めます。
- ・ かごしま県民手話言語条例を踏まえ、言語としての手話の認識の普及及び手話の習得の機会の確保、手話を使用しやすい環境の整備を図るため、手話の普及等に関する施策を推進します。
- ・ 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字、インターネットを通じた候補者情報の提供等、ＩＣＴの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を図ります。
- ・ かごしま県民手話言語条例を踏まえ、鹿児島聾学校における聴覚障害教育のセンター的機能を活用して、教職員の手話に関する知識及び技能の向上や保護者等に対する手話に関する学習機会の提供及び教育相談等に努めます。
- ・ 障害の有無等にかかわらず、誰もが安心して、離島をはじめとする県内各地を快適に旅行できるような受入体制の整備や、観光事業者等を対象とした講習会の開催など、ユニバーサルツーリズムの推進に努めます。

2 手話を習得するための支援体制の整備（第8条関係）

(1) 視聴覚障害者情報センターにおける支援（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者が手話を習得できるよう相談に応じて、指導・助言や手話に関する情報の提供等を行った。

ア 場 所 ハートピアかごしま

（指定管理者：社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会）

イ 主な業務（聴覚部門）

- ・職員数 5名（手話指導員、要約筆記指導員、ビデオ制作員 等）
- ・聴覚障害者からの相談対応 105件
- ・機関誌（聴覚版）の発行 4回（延べ 郵送1,110部、メール103部）
- ・字幕入りＤＶＤ等の製作・貸出
- ・生活訓練等の各種講座の実施

(2) 市町村手話通訳担当者会議の開催（障害者支援室）

県と市町村が連携して手話の普及等に関する施策を推進するため、市町村の担当者及び設置通訳者等を対象とした会議を開催し、県・市町村の取組状況等について、情報共有した。

- ・期　　日　7月10日（月）
- ・内　　容　かごしま県民手話言語条例、県の手話関連施策について　など
- ・参　加　者　49名（ハイブリッド開催）※全市町村に会議資料を送付

3 手話を学ぶ機会の確保等（第9条関係）

(1) 手話の普及啓発活動の実施（障害者支援室）

「手話言語の国際デー」に合わせて、当事者団体及び手話通訳団体と連携して、手話の普及啓発用リーフレットを配付した。

- ・期　　日　9月23日（土）
- ・場　　所　鹿児島中央駅東口駅前通路
- ・配布部数　約1,000部

(2) 手話講座等開催事業（障害者支援室）

県民向けの手話講座を県内各地で開催するとともに、事業者や団体等が行う手話に関する研修等にろう者及び手話通訳者を講師として派遣した。

- ・手話講座　7か所、152名
- ・講師派遣　12か所、286名

(3) 手話動画製作及び県HP等での広報（障害者支援室）

- ア　手話動画（おもてなし編等）を製作し、県ホームページに公開した。
- ・製作数6回（10月～11月）
- イ　「かごしま県民手話言語条例」について、県ホームページ等を活用した広報活動を実施した。
- ・県ホームページ（随時更新）掲載

(4) 公共施設の「青色」ライトアップ（障害者支援室）

「手話言語の国際デー」に合わせて、公共施設の「青色」ライトアップを実施した。

- ・期　　日　9月23日（土）日没後～施設規程による
- ・場　　所　アミュプラザ鹿児島（アミュラン）、センテラス天文館（センテラススクエア、外壁ロゴマーク）

(5) 手話の普及啓発パネル展の開催（障害者支援室）

「国際ろう者週間」に合わせて、手話の普及啓発パネル展を開催した。

- ・期　　日　9月1日（金）～25日（月）
- ・場　　所　本庁（2階県民ホール）及び各地域振興局・支庁、条例制定市のロビー、商業施設等（計17箇所）

(6) 県職員向け手話研修会の開催（障害者支援室）

本庁各課職員を対象とした手話を学ぶ研修会を開催した。

- ・期　　日　11月28日（火）
- ・内　　容　ろう者の障害特性を学ぶ、ろう者の方が来庁された際の対応方法
挨拶等の手話演習
- ・講　　師　県聴覚障害者協会副会長兼事務局長
- ・受　講　者　30名

(7) 県職員向け手話研修会の講師派遣（障害者支援室）

本庁各課職員を対象とする職場研修において手話通訳者を講師として派遣した。

- ・講師派遣　15所属、108名

(8) 聴覚障害者手話講習会の開催（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者を対象に、「手話を学ぼう」講習会を開催した。

- ・期　　日　4月～3月　11回開催
- ・内　　容　手話コミュニケーションを学習会形式により学ぶ
- ・受　講　者　13名（延べ55名）

(9) 聴覚障害者生活訓練事業（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者を対象に、日常生活上必要な訓練・指導等を行った。

- ・期　　日　10月1日（日）、11月5日（日），
令和6年1月20日（土）、1月24日（水）
- ・内　　容　終活の進め方について、生活習慣病を予防する講話と料理方法について、災害情報対策について
- ・受　講　者　59名

(10) 夏休み一日聴覚障害・手話教室の開催（視聴覚障害者情報センター）

小中学生、教員を対象とした手話教室を開催した。

- ・期　　日　7月26日（水）、8月3日（木）
- ・内　　容　耳のしづみについて、聴覚障害者とは、手話体験　等
- ・受　講　者　37名（うち、教員12名、小・中学生25名）

(11) 警察学校における聴覚障害者に関する授業の実施（警務課）

警察学校において、初任科長期、短期課程に対し、部外講師による授業を3回（1回80分）実施した。

- ・期　　日　8月24日（木）、9月6日（水）、10月5日（木）
- ・内　　容　聴覚障害者とのコミュニケーション方法、聴覚障害者への支援と留意点、指文字　等
- ・受　講　者　42名

4 手話を用いた情報発信等（第10条関係）

(1) 聴覚障害者ビデオライブラリー設置事業（視聴覚障害者情報センター）

字幕入りDVDを制作し、聴覚障害者への閲覧・貸し出しに供した。

・製作数 字幕入りDVD50本（1,000分）

・貸出数 字幕入りDVD163名、457枚

(2) 知事記者会見等での手話対応（広報課）

定例知事記者会見等を手話通訳付きで行った。また、会見の模様をインターネットでライブ中継するとともに、県ホームページに録画版を掲載した。

・9回（4月～1月）

(3) 県政広報番組での手話対応（広報課）

県政広報テレビ番組（告知番組を除く）の全てに手話通訳を付けて放送した。

（2局3番組、年間96回）

・MBC「#かごしま（ハッシュタグかごしま）」（毎週（日）10:30～10:35）

・KTS「前原竜二の前向きチャンネルEX」（毎週（土）17:10～17:25）

・KTS「前原竜二の前向きチャンネル」（毎週（火）22:54～22:59）

(4) 本会議インターネット中継への手話導入（議会事務局）

県議会本会議のインターネット中継に手話通訳を導入して配信した。

・令和5年第2回定例会～令和6年第1回定例会 計37回

(5) 本会議場傍聴席への手話通訳視聴用モニター設置（議会事務局）

県議会本会議場傍聴席に本会議のインターネット中継用モニターを設置した。

(6) 県議会番組への手話通訳の導入（議会事務局）

県議会定例会での議論内容や行事等に係るテレビ番組において、手話通訳を導入して放送した。

・「定例会を終わって」（KKB、7月、10月、12月、3月）

・「委員会構成決まる」（KYT、6月）

・「この1年議長に聞く」（KYT、12月）

(7) 情報支援ボランティア運営事業（全国障害者スポーツ大会課）

かごしま国体・大会開催時に情報支援ボランティア（聴覚障害のある選手・役員・観客に手話等で必要な情報を提供）が円滑に活動できるよう、リハーサル大会への参加や会場別研修会を行ったほか、各競技会場や鹿児島中央駅・鹿児島空港に情報支援ボランティアを配置し、選手や来県者等に対して、手話、筆談及び要約筆記による情報保障を行った。

・リーダー会議（情報支援ボランティアリーダー対象） 計2回 80名参加

・情報支援ボランティア養成連絡会議（リーダー会議と併せて開催）

- ・会場別研修会 計17競技 427名参加
- ・リハーサル大会における情報支援ボランティア 293名参加
- ・かごしま国体における情報支援ボランティア 154名参加
- ・かごしま大会における情報支援ボランティア 867名参加
- ・鹿児島中央駅、鹿児島空港における情報支援ボランティア 224名参加

(8) 手話通訳者派遣事業（新型コロナウイルス感染症感染防止対策課）

新型コロナウイルス感染症に関する記者会見等、県から発信する情報に手話通訳を導入し、聴覚障害者に対する正確な情報発信を行った。

- ・派遣回数 1回（4月28日（金））
- ・派遣人数 2人

(9) かごしま国体・かごしま大会選手インタビュー動画への手話導入（総務企画課）

かごしま国体・かごしま大会に向けた選手へのインタビュー動画の全てに手話通訳を導入した。

- ・公開日 4月～10月
- ・制作動画 14本

(10) ~~新~~第47回全国高等学校総合文化祭への手話導入（高校教育課）

第47回全国高等学校総合文化祭の総合開会式や部門大会（弁論・特別支援学校部門）に手話通訳を導入した。

- ・期日 7月29日（土）～8月3日（木）

5 手話通訳を行う人材の育成等（第11条関係）

(1) 手話通訳者指導者養成研修事業（障害者支援室）

手話通訳者の養成に必要な指導者を養成するため、手話通訳者等を対象とした研修会を開催した。

- ・期日 6月～9月 計4回（通訳Ⅲ）
- ・受講者 28名（2人1組：ろう者と手話通訳者のペア）
- ・実施期間 令和3年度～令和5年度

(2) 離島オンライン手話通訳者養成研修事業（障害者支援室）

離島における手話通訳者を確保するため、瀬戸内町でオンラインによる養成研修を実施した。

- ・期日 6月～3月 計33回（通訳Ⅱ）
- ・受講者 4名
- ・実施期間 令和3年度～令和6年度

(3) 手話通訳者養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）

ア 手話通訳者養成講座

手話奉仕員養成講座の修了者を対象に、手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ）を開催した。また、手話通訳者養成講座（通訳Ⅰ）の修了者を対象に、手話通訳者養成講座（通訳Ⅱ）を開催した。

・期　　日　4月～10月　計18回（通訳Ⅰ）

　　　　　11月～3月　計14回（通訳Ⅱ）

・受講者　22名（通訳Ⅰ）

　　　　　13名（通訳Ⅱ）

イ 手話通訳者全国統一試験

手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験を実施した。

・期　　日　12月2日（土）

・受験者　48名（うち合格者1名）

(4) 手話通訳者試験事前対策講座（視聴覚障害者情報センター）

手話通訳者全国統一試験の受験者を対象に、試験前の対策講座を開催した。

・期　　日　9月～11月　計4回

・受講者　6名（延べ27名）

(5) 手話通訳者等研修事業（視聴覚障害者情報センター）

現に活動している手話通訳者等を対象に、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得するための手話通訳者等研修講座を開催した。

・期　　日　8月6日（日）令和6年1月28日（日）、2月10日（土）計3回

・受講者　76名

(6) 手話通訳者養成指導者研修事業（視聴覚障害者情報センター）

手話通訳者の養成に携わる指導者を対象に、手話に関する新たな知識や高度な手話技術を習得するための手話通訳者養成指導者研修会等に参加した。

・期　　日　①9月15日（金）～17日（日）全国ろうあ者大会、手話通訳者研修会

　　　　　②2月10日（土）～11日（日）手話通訳者養成担当講師講座

　　　　　③2月17日（土）～18日（日）九州ブロック手話指導講師養成研修会

・受講者　①2名

　　　　　②1名

　　　　　③1名

(7) 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、県や障害者団体等が実施する市町村域を超える広域的な会議、講演会等に手話通訳者等を派遣した。

・期　　日　4月～3月

・派遣回数　手話通訳者：8回、要約筆記者：9回

(8) 手話通訳者設置事業（障害者支援室）

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳員1人を障害者支援室に設置した。

・通訳件数　560件

・主な内容　県庁に来庁する聴覚障害者の手話通訳業務、障害福祉課関係業務に係る手話通訳業務　等

(9) 字幕制作ボランティア養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）

聴覚障害者の情報取得に資するため、映像に字幕を挿入する字幕制作ボランティアの養成研修を実施した。

・期　　日　4月～3月　計12回

・受講者　7名（延べ44名）

(10) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業（視聴覚障害者情報センター）

盲ろう者の社会参加に資するため、通訳・介助員の養成研修を実施した。

・期　　日　①1月～3月　計8回（奄美市）※養成講習会

　　　②2月～3月　計2回（鹿屋市）※現任研修会

・受講者　①14名（延べ112名）

　　　②11名（延べ20名）

(11) 盲ろう者通訳・介助員派遣事業（視聴覚障害者情報センター）

視覚障害と聴覚障害を併せ持つ重度障害者に対し、コミュニケーション等に関する支援や社会活動、入退院・通院又は公的機関等への移動を行う場合の通訳・介助などを行う介助員を派遣した。

・期　　日　4月～3月

・派遣回数　88回

(12) 手話奉仕員養成研修事業（市町村地域生活支援事業）への助成（障害者支援室）

日常会話程度の手話表現技術の習得を行う手話奉仕員の養成研修を実施する市町村に対し、経費の一部（県1/4以内）を助成した。

(13) 意思疎通支援事業（市町村地域生活支援事業）への助成（障害者支援室）

手話通訳者等の派遣・設置等により、聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援する市町村に対し、経費の一部（県1/4以内）を助成した。

6 学校における取組の推進（第12条関係）

(1) 手話を活用した教育（鹿児島聾学校）

- 幼児・児童・生徒の実態に即して、手話を活用した教育活動を実践した。
- ・幼稚部・・・全教育活動を通じて、簡単な手話等を取り入れたコミュニケーション活動に取り組んだ。
 - ・小・中・高等部・・・児童生徒の実態に応じて、自立活動を年間35時間以上設定し、手話によるコミュニケーション方法等を学習した。

(2) 手話学習会の開催（鹿児島聾学校）

ア 保護者向けの手話勉強会を開催した。

- ・期　　日　6月～2月　計13回
- ・受講者　15名（延べ195名）

イ 教員向けの習熟度別手話学習会を開催した。

- ・期　　日　5月～2月　計9回（3コース）
- ・受講者　80名（延べ286名）

(3) 新任・初任者の聴覚障害教育研修（鹿児島聾学校）

新任・初任者の教員を対象とした聴覚障害教育研修（校内新任者等研修会）を実施した。

- ・期　　日　4月　計4回（4講座）
- ・受講者　13名

(4) 教職員向けの聴覚障害教育研修（鹿児島聾学校）

県内教職員の専門性向上や関係機関等への理解啓発を行うため、聴覚障害教育研修を実施した。

- ・期　　日　7月28日（金）
- ・受講者　53名

7 観光旅行者等への対応（第13条関係）

(1) ユニバーサルツーリズム普及事業（PR観光課）

観光関係者等を対象としたユニバーサルツーリズム説明会や研修会を実施した。

- ・期　　日　8月～11月　計7回
- ・対象者　観光関係者、宿泊事業者等
- ・内　　容　UDサポーター育成研修会
　　聴覚障害者に対する接遇方法セミナー
　　ユニバーサルツーリズムフォーラム
- ・参加者　138名

8 事業者への支援（第14条関係）

(1) 企業による障害者雇用促進事業（雇用労政課）

障害者の雇用経験のない事業所が、障害者雇用に当たっての問題点等を解決し、
障害者雇用の場を拡大させるため、短期の雇用体験を実施した。

- ・利 用 者 延べ104名（うち聴覚障害者：4名）
- ・雇用移行者 63名（うち聴覚障害者：3名）

9 手話施策推進協議会（第17条関係）

(1) 手話施策推進協議会事業（障害者支援室）

手話の普及等に関する施策を推進するため、手話施策推進協議会を設置・開催した。また、委員の意見について、県の手話の普及等に関する施策への反映に取り組んだ。

ア 構成員

区 分	員数(名)	備 考
当事者団体	4	聴覚障害者協会、ろうあ協会 等
手話通訳団体	3	手話通訳士協会、手話通訳問題研究会 等
学校関係	2	鹿児島聾学校、同 P T A
事業者関係	2	支援事業者、経営者協会
有識者	1	大学
市町村	3	鹿児島市、曾於市、奄美市
計	15	

イ 開催状況

- ・期 日 8月14日（月）書面開催
- ・出席者 委員15名
- ・内 容
 - ・「かごしま県民手話言語条例」に基づく取組状況について
 - ・県障害者計画（第5次）について
 - ・意見交換

※ ⑩は、令和5年度に新たに実施した事業・取組